

○山梨県警察証明事務運用要領の制定について

〔 令和 2 年 1 2 月 1 5 日 〕
〔 例規甲（務企）第 3 5 号 〕

証明事務の運用については、山梨県警察証明事務運用要領の制定について（平成 2 9 年 3 月 2 7 日付け、例規甲（警企）第 7 3 号。以下「旧要領」という。）により実施してきたところであるが、この度、証明事務の適正な運用を図るため、山梨県警察証明事務運用要領を別添のとおり定め、令和 3 年 1 月 1 日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、本要領の実施に伴い、旧要領は、廃止する。

別添

山梨県警察証明事務運用要領

第 1 趣旨

この要領は、証明事務に関する訓令（昭和 4 6 年山梨県警察本部訓令第 1 6 号。以下「訓令」という。）第 1 1 条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

第 2 警察が行う証明

警察が行う証明の種類、意義、目的、証明事項等は別表のとおりとする。

第 3 事務処理手続

証明申請を受理したときは、本部取扱所属庶務係又は警察署警務課が保管する証明申請処理簿（別記様式）により受理番号の交付を受けた上で、速やかに事務処理を行うものとする。

第 4 証明手数料

1 証明手数料の徴収

- (1) 訓令第 4 条に規定する警察の行う証明については、山梨県証明事務手数料条例（昭和 3 1 年山梨県条例第 8 号）の規定に基づき、原則として徴収するものとする。
- (2) 手数料は各 1 件ごとに山梨県証明事務手数料条例の規定に基づく証明手数料の額とし、これを山梨県収入証紙により徴収するものとする。

2 申請手数料の免除

手数料を免除されている申請は、次のとおりである。

- ア 訓令第3条の警察が行う証明のうち、協力援助証明の申請
- イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により、現に扶助を受けている者からの申請
- ウ 行政庁の行為等により不利益を被ったと考えられる次に掲げる証明の申請
 - (ア) 身体拘束証明
 - (イ) 出頭証明
 - (ウ) 捜索証明
- エ 行政庁において証明を行うための役務の提供が、証明を願い出た者の積極的・反射的利益をもたらすものではないと考えられる次に掲げる証明の申請
犯罪被害証明（盗難届出証明を除く。）

別表及び別記様式 略